

## 結城市男女共同参画行政ワーキング会議設置要項

### (設置)

第1条 結城市男女共同参画行政推進会議要項第6条に基づき、結城市男女共同参画行政ワーキング会議（以下「ワーキング会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 ワーキング会議は、男女共同参画係長及び職員をもって構成するものとし、その選出区分及び人数は別表に定めるところによる。

2 ワーキング会議に班長を置き、男女共同参画係長をもって充てる。

3 委員の任期は、就任した日の属する年度の末日までとする。

4 委員は、再任されることができる。

### (会議)

第3条 ワーキング会議は、班長が必要に応じて招集する。

2 班長は、必要があると認めるときは、関係する職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (事務局)

第4条 ワーキング会議の事務局は、市民生活部人権推進課に置く。

### (委任)

第5条 この要項に定めるもののほか、ワーキング会議の運営について必要な事項は、班長が別に定める。

### 付 則

#### (施行期日)

1 この要項は、平成12年9月1日から施行する。

#### (結城市女性政策庁内連絡会議設置要項の廃止)

2 結城市女性政策庁内連絡会議設置要項は、廃止する。

### 付 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

### 付 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

### 付 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

### 付 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

### 付 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

### 付 則 (令和3年4月1日一部改正)

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

### 付 則 (令和6年4月1日一部改正)

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

部局名	課名	委員
総務部	総務課	各1人
	まちづくり協働課	
企画財務部	企画政策課	
市民生活部	市民課	
	防災安全課	
保健福祉部	社会福祉課	
	子ども福祉課	
	介護福祉課	
	健康増進課	
経済環境部	農政課	
	商工観光課	
都市建設部	都市計画課	
	下水道課	
教育委員会	学校教育課	
	生涯学習課	
	スポーツ振興課	
部外	議会事務局	
	農業委員会事務局	